

夜間及び時間制約等により補正及び割増しを行う設計労務単価の端数処理について

標記のことについて、環境政策部、資源循環部、土木部、港湾部、上下水道局（下水）が使用している積算システムでは、下記例のように積算しています。

【1】WB、CB コードでの設計労務単価は、

標準単価×労務割増（時間制約等）×昼夜区分係数を、連続計算し最後に端数処理を行います。

例）普通作業員、時間的制約を受ける場合（割増し係数=1.06）、夜間工事、の場合

標準単価		労務割増		昼夜区分		設計労務単価
19,800	×	1.06	×	1.5	=	31,482 ≒ <u>31,480 円/人</u>

【2】交通誘導警備員の設計労務単価は、

標準単価に労務割増しを乗じて得た金額を端数処理し、その金額に昼夜交替要員有無の係数を乗じたものを設計労務単価としています。

つまり、

$$\text{標準単価} \times \text{労務割増（時間制約等）} = \boxed{A} \text{（端数処理）}$$

$$\boxed{A} \times \text{昼夜交替有無係数} = \text{設計労務単価}$$

例）交通誘導警備員（B）、時間的制約を著しく受ける場合（割増し係数=1.14）、夜間交替無し（割増し係数=1.5）、の場合

標準単価		労務割増				
11,700	×	1.14	=	13,338	≒	13,330（端数処理）
		昼夜交替		設計労務単価		
13,330	×	1.5	=	<u>19,995 円/人</u>		

*交通誘導警備員の場合、昼夜交替有無係数（WB、CB コードの昼夜区分に相等）までの連続計算は行いません。